

提出日：西暦 2014年1月14日

社内研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所
受講者：関根 麻美子

研修テーマ	法律事務所職員研修
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	愛知弁護士会館5Fホール
受講期間	2013年1月14日 13:30～15:30
研修内容	民事執行について
研修の成果 及び感想	<p>はるき法律事務所 事務職員 堀江厚さんの講義。</p> <p>○民事執行総論</p> <ul style="list-style-type: none">◆民事執行とは、民事訴訟等により取得した債務名義に債務者が従わない場合、債務名義の内容を国家機関によって強制的に実現する手続きである。◆民事執行の種類としては、①強制執行、②保全執行、③担保権の実行、④換価のための競売、⑤財産開示がある。◆強制執行には、(1)金銭執行(不動産執行、純不動産執行、動産執行、債権執行)、(2)非金銭執行(物の引き渡し、不動産の明け渡し等の執行、代替執行、間接強制、意思表示の擬制)がある。◆強制執行は、債務名義、執行文、送達証明書を準備する必要あり。◆債務名義は、かくていはんけつや和解調書など、債権者の持っている権利が公に証明されている文書。◆執行文は、債務名義について、強制執行できる効力があることを示した文。執行力があると判断されると執行文が与えられる。事件の記録が裁判所のどこにあるかを確認し、前もって執行文付与の準備をお願いしておく。◆送達証明書は債務名義となるべき裁判の正本または謄本が、債権者に送達されていることを証明する書類。

○債権執行手続き

◆債権差押は、債権者が債務者が第三債務者に対して持っている金銭債権を差し押さえることで行われる。

◆給与債権の場合、給与の1/4が差押可能。ただし手取り額が44万円を超える場合は、33万円を超える部分について金額差押が可能。公的年金や生活保護費等の場合は、差押不可。

◆ただし扶養義務等にかかる金銭債権の場合、特例が認められており、給与の1/2が差押可能になる。また、確定期限が到来していない債権に対しても、強制執行できる。（ただし、債権すべてを一度に差押できるわけではない。）

◆債権執行手続きは、①申立・差押、②換価、③配当などという流れで行われる。

◆申し立ては債務者の普通裁判籍を管轄する地方裁判所ですが、半田支部の事件は本庁での取り扱いとなる。

◆差押命令発令後は、第三債務者へ送達→債務者へ送達→債権者へ送達され、債務者へ送達されてから一週間経過後取り立て権が取得できる。

◆債権執行は、取立完了、取下げ、転付け命令の確定、配当等で終了する。

○研修を終えて

実務においてあまり行ったことのない業務でしたので、大変参考になりました。強制執行等の申し立てを行う際には、今回の研修を参考にして、レジュメを確認しながら行いたいと思います。

添付資料	レジュメ
受講者	関根